



## 『認知症と相続』

相続税の減額・還付、当初申告業務等でお世話になっております、フジ相続税理士法人・大阪事務所の清水龍二と申します。

急速なスピードで高齢化が進む日本社会では、それに伴う認知症の増加が懸念されています。今回は、相続が起きた時、相続人に認知症の方がある場合の問題点について考えていきたいと思います。

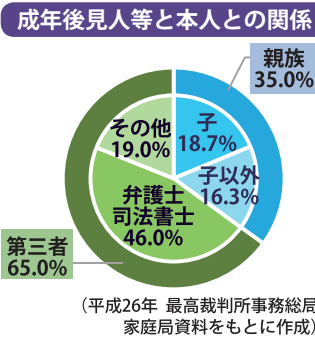
### まずは「成年後見制度」について

認知症になると、預貯金などの財産の管理や、介護サービスや施設入所に関する契約を結ぶことが困難となります。また、自身に不利益な契約であっても、判断ができないことも予想されます。このような方を保

護・支援する目的で設けられたのが「成年後見制度」です。成年後見制度とは、認知症等によって判断能力が不十分になった場合に、本人に代わって、成年後見人等が財産管理や本人の身上監護を行う制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度では、判断能力が不十分になった時点で家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が成年後見人等（判断能力の程度に応じ成年後見人・保佐人・補助人に区分）を選びます。任意後見制度は、本人の判断能力が低下する前の時点で公正証書によって任意後見契約を結び、将来判断能力が低下した時に受けたい支援の内容と、支援を依頼する任意後見受任者を決めておく制度です。

本人と成年後見人等の関係（法定後見の場合）をみると、親族が成年後見人等のケースは全体の約35.0%、弁護士司法書士が約46.0%、第三者が約65.0%です。



### 18・7%となっています。 相続人が認知症の場合は…

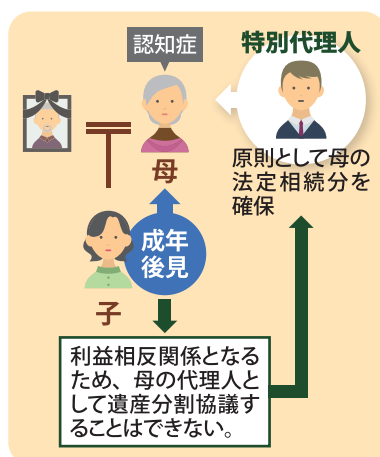
それでは、相続が起こった時、相続人の中に認知症の人がいると、どうなるのでしょうか。父が亡くなり、相続人が認知症の母と子1人のケースを考えてみましょう。

相続手続きを進めるには、多くの場合、相続人全員での遺産分割協議が必要です。しかし母は判断能力を欠いており、分割協議を行うことができません。そこで母の代理人である成年後見人を選び、成年後見人が代わりに分割協議を行うこととなります。ただし、遺産分割協議のためだけに後見人になることはできません。成年後見人は一度就任すると、原則、被後見人の生活を生涯にわたって支える役目を担います。

### 子がすでに成年後見人の場合

では、先述の例で、子がすでに母の成年後見人になっている場合は、その子が母の代理人として分割協議を行うことができるのでしょうか？ 遺産分割協議においては、母も子も同じ相続人として父の財産を分け

合うことになるため、利益が相反する関係とみなされます。このような場合は、成年後見人であっても、子が母の代理で分割協議を行うことはできません。母の利益を守るために、家庭裁判所へ特別代理人選任の申立てを行い、特別代理人が母の代わりに分割協議を行うことになります。



このように、認知症に伴う相続手続きは大変複雑です。また、成年後見人や特別代理人は、原則として法定相続分の遺産の確保が裁判所より求められるため、故人やご家族が希望する遺産分割方針があったとしても、それが実現しにくくなります。ご希望に沿った遺産分割を実現するために、遺言や民事信託によって、相続人の認知症に備えた対策を検討してみてください。